

大阪府パスポートセンター広告事業実施要領

（趣旨）

第1条 この要領は、大阪府広告事業要綱（以下「要綱」という。）及び大阪府広告事業掲載基準（以下「掲載基準」という。）に定めるもののほか、大阪府パスポートセンターの広告事業実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（広告の種類及び企画）

第2条 広告の種類は、次のとおりとする。

（1）施設内でのポスター等の掲出

（2）施設内でのパンフレット配架ラック等の設置

2 広告の規格については、広告媒体、掲載・設置位置、サイズ等を別に定めるものとする。

（広告審査の実施）

第3条 広告の掲出等の可否を審査するため、広告審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

（審査会の構成及び開催）

第4条 審査会は、所長、次長兼調整課長、業務課長を委員として構成する。

なお、審査会は、必要に応じて委員を加え、参考人に意見を述べさせることができる。

2 審査会は、広告事業の実施者の決定、掲載等を行う広告内容について審査する。

3 審査会の審議内容は、広告事業者の業務上のノウハウ、営業上の利益、企画段階の秘匿性に関する内容を含むため、非公開で実施する。

（広告主等の募集）

第5条 広告主又は広告代理店（以下「広告主等」という。）の募集は、公募により行う。

2 前項の公募は大阪府ホームページ等に募集要項を掲載することにより行うものとする。

（掲載できない広告内容等）

第6条 次の各号に該当する場合は、広告掲載できないものとする。

（1）広告内容が、次のア又はイのいずれかに該当する場合

ア 要綱第3条及び掲載基準第3項に該当するもの

イ 大阪府の施策推進を阻害する内容が認められ、府の保有資産の提供に適さないと判断されるもの

（2）掲載基準第2項に該当する場合

（広告の申込み）

第7条 次条に定める選定を受けようとする者は、第5条の公募に応じて、別に定める公募実施要綱の規定により、応募申込み手続きを行わなければならぬ。

（広告主等の選定）

第8条 所長は広告掲出希望者から、前条に定める申し込みがあったときは、最低使用料以上の最高の価格をもって申込みした者で、申込書に記載された広告内容又は企画が、審査会において適當と認められたものを広告主等とする。

- 2 前項において、最高の価格をもって申込みをした者の広告内容又は企画が、審査会において適當と認められない場合は、最高に次ぐ価格をもって申込みした者について、前項に定める選定を行う。以下、広告内容又は企画が適當でない場合は、その額に次ぐ価格で申込みした者を繰り上げて審査する。
- 3 前2項の最高の価格若しくはその額に次ぐ価格について、同額の申込み者が2者以上ある場合には、くじによって審査順位を決める。
- 4 最低使用料以上の価格で申し込む者がない場合、その公募は中止とし、公募条件等を精査のうえ、再度公募を行う。

（広告料）

第9条 第2条第1項第1号に定める広告等の掲載に伴う広告料は、行政財産使用料条例及び大阪府公有財産規則（以下「条例等」という）に規定する使用料の額とみなす。

- 2 前項に規定する広告料の支払い方法等については、条例等に定めるところによる。
- 3 第2条第1項第2号に定める広告関連設備の設置にかかる広告料及びその支払い方法については、別に定める。

（行政財産の目的外使用許可及び契約の締結）

第10条 広告主等が第2条第1項第1号の広告等を掲出するときは、あらかじめ条例等に基づく行政財産の目的外使用許可を受けなくてはならない。

- 2 広告主等が第2条第1項第2号の広告関連設備を設置するときは、広告等の取扱に関する契約（以下「契約」という。）を締結する。

（広告の掲出等の期間）

第11条 広告等を掲出等する期間は、3年以内とする。

（広告等の作成、掲載及び撤去等）

第12条 広告等は広告主等の責任及び負担で作成するものとする。

2 広告等の掲出等及び撤去は広告主等の責任及び負担によるものとする。

（広告内容等の修正指示）

第13条 所長は、広告等の内容、デザイン等が第6条の規定に違反し、又はそのおそれがあると判断したときは、いつでも、広告主等に対して広告等の内容等の修正を指示することができる。

（広告内容等の協議）

第14条 広告主等は、広告の内容等を変更（前条による修正指示に基づく変更を含む）するときは、事前に大阪府パスポートセンターと協議するものとする。

（広告掲出の取り消し）

第15条 所長は、次の各号に該当する場合には、広告主等への催告その他何らの手続きをすることなく、広告等の掲出等を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告料の納付がないとき
- (2) 指定する期日までに広告等の提出がないとき
- (3) 第13条に規定する広告等の内容の修正を広告主等が行わないとき
- (4) 前各号に掲げるもののほか、広告等の掲出等を継続することが適切でないと所長が判断したとき

（広告等の掲出等の取り下げ）

第16条 広告主等は自己の都合により広告等の掲出等を取り下げることができる。

- 2 前項の規定により広告等の掲出等を取り下げるときは、広告主等は書面により所長に申し出なければならない。
- 3 第1項の規定により広告等の掲出等を取り下げる場合は、納付済みの広告料は返還しない。

（広告料の返還）

第17条 徴収した広告料は還付しない。ただし、特別の理由があるときは、その全部又は一部を還付することができる。

- 2 広告料の還付は条例等又は契約の定めるところによるものとする。

（事故責任）

第18条 広告等に起因する事故の補償に関しては、次に定めるとおりとする。

- (1) 当該事故が大阪府に起因するときは大阪府が補償する。
- (2) 当該事故が大阪府に起因しない場合は広告主等が補償する。

(3) 広告等が盜難等にあったときには、大阪府に起因しない場合には、大阪府は一切の責任を負わないものとする。

(広告主等の責務)

第19条 広告主等は、広告等の内容、掲出等された広告等に関する責任を負うものとする。

2 第三者から、広告等に関連して損害を被った旨の申し出等があった場合は、広告主等の責任及び負担において解決することとする。

(雑則)

第20条 この要領に定めるもののほか、広告等の掲出等に関して必要な事項は条例等、要綱及び掲載基準の定めるところによるものとする。

第21条 前条に定めるもののほか、広告等の掲出等に関し必要な事項は所長が別に定める。

附則

この要領は、平成17年3月8日から施行する。

附則

この要領は、平成18年2月20日から施行する。

附則

この要領は、平成19年8月10日から施行する。

附則

この要領は、平成22年4月26日から施行し、行政財産使用許可等を行った平成21年11月30日から適用する。

附則

この要領は、令和2年1月24日から施行する。

附則

この要領は、令和8年1月27日から施行する。